

# 西条市農業委員会 平成30年度第9回総会 議事録

1. 日 時 平成30年11月26日(月) 午後2時00分から午後2時35分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.67%  
推進委員 出席者 20名 欠席者10名 出席率 66.67%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	9番	長谷川 孝師	17番 青野 武
	2番	明比 典正	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	3番	徳増靖記	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	4番	加藤 武司	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	5番	松本 義之	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	6番	白石 利恵子	15番	山内 隆	23番 真鍋 美鈴
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	

## ○欠席者氏名

18番 佐伯 賢造 24番 高橋 忠親

## ○推進委員出席者氏名

委 員	2番	石橋 和敏	11番	栗田 房信	26番	越智 勝邦
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	28番	桑原 俊樹
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	29番	曾我 敏数
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	30番	今井 文雄
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣		
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明		
	8番	宮武 恭宏	22番	佐伯 美一		
	10番	安藤 英利	23番	永井 正幸		

## ○欠席者氏名

1番 渡辺 春正 9番 岡本 省三 16番 瀬良 隆彦 18番 四之宮 明  
19番 眞鍋 幸正 20番 高橋 正 21番 高橋 寿夫 24番 石川 清幸  
25番 渡部 靖 27番 玉井 隆志

## 5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条1項の目的に係る買受適格証明願について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第5号 農地法第5条に係る農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第6号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第8号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日野徳久	東予分室長	谷本 仁志
事務局次長	渡邊賢一郎		
事務局担当次長	井上 雅裕	事務局副主査	越智 史郎

## 7. 議事内容

議 長 | ただ今から、平成30年度 第9回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

### 議事録署名人及び書記の指名

議 長 | それでは、議事録署名人の指名をいたします。  
山田好一 委員、村上繁敏 委員の両委員にお願いいたします。  
なお、欠席届出が、農業委員 18番 佐伯賢造 委員  
24番 高橋忠親 委員、  
推進委員 16番 瀬良隆彦 委員、19番 真鍋幸正 委員、  
20番 高橋 正 委員、21番 高橋寿夫 委員、24番  
石川清幸 委員から出ておりますので、ご報告いたします。  
ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等  
に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しております  
ので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 井上、越智の両君にお願いいたします。  
それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

- 議 長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。  
まず、115号について、審議いたします。  
当案件について、〇〇委員は、申請者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。
- 〇〇委員 (〇〇委員 退場)
- 議 長 議案内容について、事務局から説明いたします。
- 事務局 事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。  
失礼して、着座にてご説明させていただきます。  
4ページをお願いいたします。  
115号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。  
以上、1件、ご審議よろしく願います。
- 議 長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。
- 地区委員 115号 問題ありません。
- 議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件を、原案どおり許可することといたします。  
以上で 〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。
- 〇〇委員 (〇〇委員 入場・着席)
- 議 長 審議を再開します。残りの7件について、事務局から説明いたします。
- 事務局 それでは、引き続きご説明させていただきます。  
113号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、

事務局	<p>所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>114号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>116号は、〇〇氏が、子である、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>117号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>118号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>119号は、〇〇組合が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>120号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>以上、7件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>農地法第3条の申請について、以上7件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。113号から、順次、お願いいたします。</p>
地区委員	<p>113、114号 問題ありません。</p> <p>116号 問題ありません。</p> <p>117号 問題ありません</p> <p>118、119、120号 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、7件を原案どおり許可することといたします。</p>
	<p>買受適格証明関係</p>
議長	<p>次に、6ページ、議案第2号、農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について、を議題といたします。</p> <p>議案内容について、事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p>

事務局	<p>5号は、〇〇銀行が差押えを行っている、〇〇の農地、2筆について、松山地方判所の競売が行われることとなり、〇〇氏から、競売に参加するための、買受適格証明の交付申請がなされたものでございます。</p> <p>〇〇氏は、〇〇市で、温州みかん、清美タンゴール及び、デコポン等を栽培しており、この2筆を農地として利用し、〇〇市から通作したいとのことでございます。</p> <p>なお、〇〇氏の経営面積、営農状況は、〇〇市農業委員会にて確認済みでございます。</p> <p>以上、1件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>以上、1件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
地区委員	<p>5号 問題ありません。</p>
議 長	<p>他に、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件を、原案どおり承認することとし、証明書を交付いたします。</p>
<p>農地法第4条関係</p> <p>次に、8ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>	
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>19号並びに20号は、〇〇氏が、母親が居住するための住宅、及び、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>19号の申請地には、既に住宅が建っており、その、是正案件でございます。申請者には、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。</p> <p>以上、2件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>農地法第4条の申請について、以上2件、提案いたしますので、</p>

議 長 よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 19、20号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

次に、10ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

103号は、〇〇寺 が、〇〇 氏 から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

104号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。申請地は、既に駐車場として使用されており、その是正案件でございます。

105号は、〇〇自治会 外〇自治会が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、太鼓蔵を建築しようとする申請でございます。

106号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

107号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

108号は、〇〇 氏 外〇名 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

109号 及び、110号は、〇〇会社が、〇〇 氏 外〇名、並びに、〇〇 氏 外〇名から、所有権移転、並びに、賃借権設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

111号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

112号は、〇〇神社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、

事務局	露天駐車場に転用しようとする申請でございます。
	113号は、〇〇会が、〇〇氏 外〇名から、所有権移転を受け歯科診療所及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。
	114号は、〇〇会社 が、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。
	115号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
	116号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に宅地として使用されており、その是正案件でございます。
	117号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。
	118号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
	119号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
	120号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
	なお、是正案件であります2件につきましては、申請者に、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。
	以上18件、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	農地法第5条の申請について、以上18件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、願います。103号から、順次、願います。
地区委員	<p>103、104号 問題ありません。</p> <p>105、106号 問題ありません。</p> <p>107号 問題ありません。</p> <p>108号 問題ありません。</p> <p>109、110、111号 問題ありません。</p> <p>112号 問題ありません。</p> <p>113号 問題ありません。</p> <p>114号 問題ありません。</p> <p>115号 問題ありません。</p> <p>116号 問題ありません。</p> <p>117号 問題ありません。</p>

地区委員	118号 問題ありません。 119号 問題ありません。 120号 問題ありません。
議長	ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上18件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
	農地転用事業計画変更関係
	次に、16ページ、議案第5号、農地転用事業計画変更に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	それでは、ご説明させていただきます。 17ページをお願いいたします。 7号は、本年5月の総会にて、ご承認いただいた案件でございます。 当初、〇〇氏、個人での申請でございましたが、金融機関から融資を受ける関係上、〇〇氏個人から、妻、〇〇氏との夫婦連名へと転用事業者を変更するものでございます。 8号は、本年7月の総会にて、ご承認いただいた案件でございます。 当初、〇〇会社が、4棟の建売住宅を、建築する予定となっていました。顧客のニーズに合わず、やむを得ず、棟数を、4棟から3棟へ変更し販売するものでございます。 以上、2件、ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	以上、2件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。
地区委員	7、8号 問題ありません。
議長	その他、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。



議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農業振興地域整備計画変更について

議長 次に、19ページ、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それではご説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

8号は、〇〇法人 が、農業用倉庫を建築するため、申請地を、農業用施設用地へと用途区分変更を行おうとする申請でございます。

申請地は、いわゆる青地のため、まずは、農業振興地域の整備に関する法律の手続きを完了したのちに、農地法の手続きに入ることになっております。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 8号 問題ありません。

議長 その他、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 農用地利用集積計画関係

次に、22ページ、議案第7号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

- 事務局 件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
- 詳細につきましては、議案書25ページから、124ページとなっております。
- 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、359件、面積は、161万2,936.46㎡となっております。
- また、所有権移転は、4件、面積は、14,765㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。
- 議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんか。
- 〇〇委員 この賃借権の期間というのは、何か指導要綱のようなものはあるのか。
- 議長 骨子のようなものがあるようであれば、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 失礼します。
- 農業関係の農地の貸し借りについては、複数法律がございますが、農地法では、最長50年、今、ご審議いただいている、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定については、最長20年でございます。
- 議長 以上の説明でよろしいでしょうか。
- 〇〇委員 結構です。
- 議長 他に、ご意見等ございませんか。
- 〇〇委員 以前、事務局に放棄地の確認をしていただいて、文書を出してもらったと思うが、その後の結果は、どうなっているのか。
- 事務局 法定相続人である、所有者の子どもさん2名に文書を送付しましたが、その後、お変わりありませんか。
- 〇〇委員 何もない。

- 事務局 わかりました。再度、文書で注意させていただきます。
- 〇〇委員 ずっとそういうことをしているだけで、何も進んでいない。それ以上のことは、できないということか。
- 事務局 周辺の農業に著しい被害を及ぼしている農地については、強制的に現状を回復させる命令を行うことができます。
- 〇〇委員 その著しいというのは、何をもって著しいというのか。
- 事務局 周辺が農地であって、放棄地の影響で、例えば、鳥獣被害等であったり、周辺農地の収入が著しく落ちるであるとか、周辺の営農に著しい被害を及ぼす場合である。
- 〇〇委員 わかったような、わからないような感じだが、例えば、放棄地があつて、そこを作ってくれと言われた場合、農地を草を刈って作れば、4、5年、補助金が出ると思うが、そういうものはないのか。
- 議 長 放棄地を再生し、農地として復田できれば、西条市から助成が出ると思うが、年数的にはどうだったか、単年度ではなかったか。
- 事務局 農業水産課が準備している、耕作放棄地解消事業ですが、復田してから何年間か貸し借りしないといけないというようなことは、すみませんがここではわからない。
- 議 長 復田に要する費用に対する助成については、上限が決まっていたと思うが、年数は単年度だけか。
- 事務局 補助は反当りで出て、上限は決まっている。
- 議 長 復田する助成については1回だけなのか。
- 事務局 反当7万円を上限として補助が出ます。そして、助成については復田かかる経費に対するものですので、単年度、その時の事業に限りということになっていたかと思います。
- 〇〇委員 以前、草が生い茂っている農地を復田する時に、その事業を使おうおと思ったが、草だけではなく、木が生えてないとダメだと言われた。

- 〇〇委員 小さな木ならいいが、木が生えていたら7万円くらいでは復田するのは無理だと思う。農家では対応できないものだと思う。
- 議 長 農業水産課としては、おそらく、木が生えたような状態で、重機を入れないと整備ができないような状態の農地を考えているのだと思う。  
どのくらいまで対象となるかは、農業水産課に聞いてみないとわからないと思うが。
- 〇〇委員 その事業を使って復田しようとした場合は、現地の確認には来てもらえるのか。
- 事務局 農業水産課、行政部局の事業ですので、農業委員会の事務局で軽はずみなお答えができない部分もあるが、担当部局にご相談いただければ、現地の確認はしていたと思う。
- 〇〇委員 それは、地権者の方に支払われるのか。
- 議 長 復田をされた方である。借りられて解消された方である。
- 〇〇委員 業者に頼んで行えば、業者に支払われるのか。
- 事務局 業者ではなく、実施された方である。詳しい内容については、農業水産課にお問い合わせいただきたいが、実施される方が業者に頼んだとしても、助成金については、施工した業者ではなく、復田を依頼した方にお支払いされていたかと思います。
- 〇〇委員 わかりました。ありがとうございました。
- 議 長 他に、ご意見等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用 配分計画（案） 関係

次に、125ページ、議案第8号、農用地利用配分計画（案）に

議 長 対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明をします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
127ページをお願いいたします。  
〇〇氏が、中間管理機構から、農地2筆を借り受ける申請でございます。面積は2,698㎡でございます。  
なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。  
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

報告承認案件

次に、議案書128ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。平成30年10月15日から、平成30年11月6日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、65件、受理いたしております。ご了承をお願いいたします。報告承認案件につきましては、以上でございます。

議 長 何か、ご意見等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 無いようでございますので、これをもちまして、報告承認案件は終了させていただきます。  
また、以上を持ちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。本年の総会はこれを持ちまして終了となります。  
この際、他に何かございませんか。  
無いようでございますので、以上で、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条1項の目的に係る買受適格証明願について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条に係る農地転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認

## 9. 閉会の日時

平成30年11月26日 午後2時35分